

鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、NPOや地域団体などの民間事業者による子ども向けイベント、子育て家庭の交流会等子育てイベントの開催を支援することにより、親同士が繋がる機会を提供するとともに、子育てを応援する社会づくりを推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施の30日前又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号までによるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

鳥取県知事 様

〒 ー

(住所)

(団体名)

(代表者職氏名)

印

年度鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金交付申請書

鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金 <input type="checkbox"/> 子育てイベント開催応援事業 <input type="checkbox"/> イベント託児事業者応援事業
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付書類	1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 団体調書

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金 事業計画（報告）書

1. 事業区分
子育てイベント開催応援事業
2. 事業名称（参加者募集チラシなどに掲載する名称（仮称を含む）を記入してください。）
3. 事業の目的

4. 事業の内容

実施日時	
実施場所	
対象者	
参加（見込み）人数	人
事業内容	
託児サービスの有無	
他の補助金の活用の有無	[有 ・ 無]（名称： ） ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5. 添付書類
事業内容と必要経費がわかるもの
※事業の様子がわかるチラシや写真も添付してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金 収支予算（決算）書

1. 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	積算内訳
県補助金		
その他収入※		
合計		

※参加費、充当する自主財源等があればその他収入欄に記入してください。

2. 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	積算内訳
合計		

※実績報告をする際は、金銭出納簿、領収書やレシートの写し、通帳の写し等入出金詳細のわかる書類を添付してください。

様式第3号（第4条関係）

鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金 交付申請団体調書

1. 団体等名
2. 代表者名
3. 所在地及び連絡先
 - (1) 所在地
〒 ー
鳥取県
 - (2) 連絡先（連絡のつく電話番号）
 - (3) 窓口となる者の氏名
4. 設立年月日
5. 団体の活動目的
6. 会員数（申請する年度の4月1日時点）
7. 過去2カ年度の活動状況（ない場合は「なし」としてください。）

※定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を添付してください。

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1. 対象事業

本補助金の対象事業は「〇〇〇〇事業」とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2. 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3. 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金交付要綱（令和8年3月31日付第202500296999号鳥取県子ども家庭部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4. 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

〒 ー
(住所)
(団体名)
(代表者職氏名)

印

年度鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金交付規則第17 条第1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金 <input type="checkbox"/> 子育てイベント開催応援事業 <input type="checkbox"/> イベント託児事業者応援事業	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1. 事業報告書 2. 収支決算書	

年 月 日

鳥取県知事 様

〒 ー

(住所)

(団体名)

(代表者職氏名)

印

〇〇年度鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県子育てに優しい地域づくり事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | , | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | , | 円 |
| 5 添付資料 | | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | | |

様式第5号 別紙 (第7条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分			
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 ○○%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法